主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、裁判の延期を求めるものであつて、刑訴法四〇五条の 上告理由に当らない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四四年三月六日

最高裁判所第一小法廷

郎	_	田	松	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
誠		田	岩	裁判官
— 郎	健	隅	大	裁判官